

新旧対照表

改正案	現行
<p>(公園事業の執行の協議書又は申請書の様式等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第七号、第八号及び第十一号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第一号、第一号、第六号から第八号まで、第十一号及び第十二号に掲げる書類を除くとともに、行為の規模が大きいため、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつてこれらの図面に替えることができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一程度の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図及び意匠配色図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一程度の配置図</p> <p>六 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>八 工事の施行を要する場合にあつては、事業資金を調達することができることを証する書類</p> <p>九 分譲型ホテル等の公園事業にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</p> <p>十 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一程度の図面</p> <p>十一 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>十二 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</p>	<p>(公園事業の執行の協議書又は申請書の様式等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第八号、第九号及び第十二号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園事業にあつては第一号、第二号及び第九号から第十二号までに掲げる書類を除く。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p> <p>五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の位置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図</p> <p>六 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面</p> <p>七 当該公園事業が福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号。以下「保全条例施行規則」という。）別表第一に掲げる行為に該当する場合は、自然環境の保全対策（開発の行為をする者が行う自然環境の保全のための措置をいう。以下同じ。）について記載した書類</p> <p>八 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書</p> <p>九 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができることを証する書類</p> <p>十 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約</p> <p>十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類</p> <p>十二 事業資金を調達することができることを証する書類</p>

改正案	現行
<p>十三 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p>	<p>十三 分譲型ホテル等の公園事業にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</p>
<p>十四 当該公園事業が福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号。以下「保全条例施行規則」という。）別表第一に掲げる行為に該当する場合は、「自然環境の保全対策（開発の行為をする者が行う自然環境の保全のための措置をいう。以下同じ。）」について記載した書類</p>	<p>十四 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書</p>
<p>41 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第八条第二項の協議又は同条第三項の認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p>	<p>（新設）</p> <p>（変更の協議又は認可を要しない軽微な変更）</p>
<p>第六条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第六条 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p>
<p>一 条例第八条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、第五号に掲げる事項の変更にあつては、分譲型ホテル等を除く。）</p>	<p>一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項</p>
<p>二 第三条第二項各号に掲げる事項の変更（ただし、第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）</p>	<p>二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>（削る）</p>	<p>三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間</p>
<p>（削る）</p>	<p>四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額</p>
<p>（削る）</p>	<p>五 第三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項</p>
<p>（公園事業の内容の変更の協議書又は申請書の様式等）</p>	<p>（公園事業の内容の変更の協議書又は申請書の様式等）</p>
<p>第六条之二（略）</p>	<p>第六条之二（略）</p>
<p>2（略）</p>	<p>2（略）</p>
<p>31 知事は、前項に定めるもののほか、条例第八条第六項の協議又は認可に関し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における報告の様式）</p>	<p>（公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における報告の様式）</p>
<p>第六条の四 条例第八条第十項に基づいて、公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、公園施設に応じて宿舍施設（分譲型ホテル等は除く。）及び野営場施設にあつては公園事業施設利用者数報告書（様式第三十四号）、宿舍施設（分譲型ホテル等に限り。）にあつては様式第三十四号の二、その他の施設にあつては様式第三十四号の三によるものとする。</p> <p>（承継の協議又は承認の申請）</p>	<p>第六条の四 条例第八条第十項に基づいて、公園施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、公園施設に応じて宿舍施設（分譲型ホテル等は除く。）及び野営場施設にあつては公園事業施設利用者数報告書（様式第三十三号）、宿舍施設（分譲型ホテル等に限り。）にあつては様式第三十三号の二、その他の施設にあつては様式第三十三号の三によるものとする。</p> <p>（承継の協議又は承認の申請）</p>
<p>第七条 条例第十条第一項の承認を受けようとする者は、公園事業譲渡による承継の承認申請書（様式第四号）を提出するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>21 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</p>	<p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>一 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し</p> <p>二 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>三 第三条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>四 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類</p> <p>五 譲受人が譲り受けた後の分譲型ホテル等にあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類</p> <p>六 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類</p>	
<p>3 条例第十条第三項の規定による承継の協議又は承認の申請は、公園事業合併（分割）承継協議書（承認申請書）（様式第五号）を提出して行うものとする。</p> <p>4 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 合併法人等（条例第十条第二項に規定する合併法人等をいう。）の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二 第三条第三項第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>三 略</p>	<p>第七条 条例第十条第一項の規定による承継の協議又は承認の申請は、公園事業合併（分割）承継協議書（承認申請書）（様式第四号）を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の協議書又は申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 合併法人等（条例第十条第二項に規定する合併法人等をいう。）の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書</p> <p>二 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類</p> <p>三 略</p>
<p>5 条例第十条第三項の規定による承継の承認の申請は、公園事業相続承継承認申請書（様式第六号）を提出して行うものとする。</p> <p>6 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十二号に掲げる書類</p> <p>二・三 略</p> <p>（公園事業の休廃止の届出）</p>	<p>3 条例第十条第三項の規定による承継の承認の申請は、公園事業相続承継承認申請書（様式第五号）を提出して行うものとする。</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類</p> <p>二・三 略</p> <p>（公園事業の休廃止の届出）</p>
<p>第八条 条例第十一条の規定による休止又は廃止の届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（様式第七号）を提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（認可の失効の届出）</p>	<p>第八条 条例第十一条の規定による休止又は廃止の届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（様式第六号）を提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（認可の失効の届出）</p>
<p>第十五条 条例第十二条第二項の規定による失効の届出は、執行認可の失効届出書（様式第八号）を提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（特別地域内の行為許可の申請）</p>	<p>第十五条 条例第十二条第二項の規定による失効の届出は、執行認可の失効届出書（様式第七号）を提出して行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（特別地域内の行為許可の申請）</p>
<p>第十六条 条例第十七条第三項の規定による許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為に応じて様式第九号から様式第二十三号までの申請書三通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添えなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、次の各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。</p>	<p>第十六条 条例第十七条第三項の規定による許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる行為に応じて様式第八号から様式第二十二号までの申請書三通を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添えなければならない。</p>

改正案	現行
<p>一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一程度の地形図</p> <p>二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一程度の概況図及び天然色写真</p> <p>三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一程度の平面図、立面図、断面図及び意匠配色図</p> <p>四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一程度の図面</p> <p>五 (略)</p>	<p>一 行為の場所を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図</p> <p>二 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真</p> <p>三 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図</p> <p>四 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の一以上の図面</p> <p>五 (略)</p>
<p>3) 知事は、前項各号に掲げるもののほか、<u>条例第十七条第三項の規定による許可に關し必要があると認めるときは、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4) <u>地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十二條の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて自然公園の区域内において同法第二十二條の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組を行うため条例第十七条第三項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、当該許可があつたものとみなす。</u></p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>	<p>(新設)</p> <p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p>
<p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第十七条 条例第十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>
<p>一〜三 (略)</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料ため等を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。)</p>	<p>一〜三 (略)</p> <p>四 道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上の距離にある炭がま、炭焼小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料ため等を新築し、改築し、又は増築すること。</p>
<p>五〜十一の二 (略)</p>	<p>五〜十一の二 (略)</p>
<p>十一の三 野生鳥獣の保護増殖のための巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。</p>	<p>十一の三 巣箱、給餌台、給水台等を設置すること。</p>
<p>十一の四〜十一の六 (略)</p>	<p>十一の四〜十一の六 (略)</p>
<p>十一の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないもの限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る。)すること。</p>	<p>十一の七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二条第四号に規定する無線設備を改築し、又は増築(新たに増築する無線設備の高さが、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうちいずれか高い方の位置を超えないものに限る。)すること。</p>
<p>十一の八 既存の電線、電話線若しくは通信ケーブル(以下「電線等」という。)を改築すること又は既存の電線等に沿つて電線等を新築若しくは増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)</p>	<p>十一の八 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない範囲(径の変更を除く。)で張り替えること(色彩の変更を伴わないものに限る。)</p>
<p>十一の九 既存の電線等に付帯する工作物を新築、改築又は増築すること(既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>十一の十 変圧器その他の電柱に付帯する設備を改築又は増築すること(当該電柱の高さを超えないものに限る。)</p>	<p>十一の九 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換すること。</p>

改正案	現行
<p>十一の十一 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線又は通信ケーブル及び引込みに要する設備を設置すること。</p>	<p>十一の十 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</p>
<p>(前)</p>	<p>十一の十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等(以下この条において「認定保護増殖事業等」という。)の実施のために必要な工作物を設置すること。</p>
<p>十一の十二 野生鳥獣による人、家畜、農作物、森林若しくは生態系に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。</p>	<p>十一の十二 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設(その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。)を新築し、改築し、若しくは増築すること。</p>
<p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除又は保安の目的で、カメラを設置すること。</p>	<p>十一の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物(以下この条において「特定外来生物」という。)の防除の目的で、カメラを設置すること。</p>
<p>十一の十四 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設(当該施設の色及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色及び形態であるものに限る。)を設置すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十一の十五 県が、自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物(高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。)を新築し、改築し、又は増築すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十二 (略)</p>	<p>十二 (略)</p>
<p>十三 自家用のために木竹(条例第十七条第三項第十一号の知事が指定する植物(以下「採取等規制植物」という。)であるものを除く。)を採伐(塊状採伐を除く。)すること。</p>	<p>十三 自家用のために木竹を採伐(塊状採伐を除く。)すること。</p>
<p>十三の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹(高さが五十センチメートル以内のものに限る。)を伐採すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十三の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹(高さが三メートル以内のものに限る。)を伐採すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十四・十五 (略)</p>	<p>十四・十五 (略)</p>
<p>十六 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。</p>	<p>十六 森林の保育又は電線路の維持のために下刈りし、つる切りし、又は間伐すること。</p>
<p>十六の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十六の三 道路(主として歩行者の通行の用に供するものを除く)、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>十七 (略)</p>	<p>十七 (略)</p>
<p>十七の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</p>	<p>十七の二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。</p>
<p>十七の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>十八 削除</p> <p>十八の二 (略)</p> <p>十八の三 自家用のために木竹(採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。)を損傷すること。</p> <p>十八の四～十八の十一 (略)</p> <p>十八の十二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十四 環境教育等による環境保全の取組に関する法律(平成十五年法律第百二十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>(前)</p> <p>十八の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む)。</p> <p>十八の十七～二十四の十四 (略)</p> <p>二十四の十五 森林又は野生動物植物の保護管理のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>二十四の十六 (略)</p> <p>(前)</p> <p>二十四の十六の二 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十四の十七～二十四の二十六 (略)</p> <p>二十五 宅地内において採取等規制植物を採取し、又は損傷すること。</p> <p>二十五の二 農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p>	<p>十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。</p> <p>十八の二 (略)</p> <p>十八の三 自家用のために木竹を損傷すること。</p> <p>十八の四～十八の十一 (略)</p> <p>十八の十二 自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同法第四項の規定により知事に協議しその同意を得た若しくは協議した保全事業として木竹を損傷すること。</p> <p>(新設)</p> <p>十八の十三 環境教育等による環境保全の取組に関する法律(平成十五年法律第百二十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務(当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。</p> <p>十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て損傷する場合を含む)。</p> <p>十八の十七～二十四の十四 (略)</p> <p>二十四の十五 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。</p> <p>二十四の十六 (略)</p> <p>二十四の十六の二 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十四の十六の三 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。</p> <p>二十四の十七～二十四の二十六 (略)</p> <p>二十五 宅地内にある植物で、条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。</p> <p>二十五の二 認定保護増殖事業等の実施のために条例第十七条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は損傷すること。</p>

改正案	現行
<p>二十五の二の二 牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を損傷すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の二の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を損傷すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の二の四 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。)に参加した者が、特定外来生物である植物(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の三 農業を営むために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。)</p>	<p>二十五の二の二 農業を営むために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと(同号の知事が指定する区域内において行う場合に限る。次号において同じ。)</p>
<p>二十五の四 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p>	<p>二十五の三 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p>
<p>二十五の五 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第十七条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の六 宅地内に木竹を植栽すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の七 桑、茶、こらぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の八 (略)</p>	<p>二十五の四 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の四の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の五 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の五の二 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の五の三 自然公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の六 自然公園の区域のうち県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の六の二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>

改正案	現行
<p>二十五の九 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十五の十 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。</p>	<p>二十五の七 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の八 魚介類を捕獲し、又は殺傷すること。</p>
<p>二十五の十一 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つ場合に限る。以下この条において同じ。）。</p>	<p>二十五の九 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つ場合に限る。以下この条において同じ。）。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の九の二 認定保護増殖事業等の実施のために動物を放つこと。</p>
<p>二十五の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p>	<p>二十五の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の十一 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。</p>
<p>(削る)</p>	<p>二十五の十二 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。</p>
<p>二十五の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。</p> <p>イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。</p> <p>ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p>	<p>二十五の十三 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない行為であつて次に掲げるもの。</p> <p>イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。</p> <p>ロ 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。</p>
<p>二十五の十四 家畜を係留放すること（条例第十七条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十六～二十七の十二 (略)</p>	<p>二十六～二十七の十二 (略)</p>
<p>二十七の十三 削除</p>	<p>二十七の十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。</p>
<p>二十七の十四～二十七の三十 (略)</p>	<p>二十七の十四～二十七の三十 (略)</p>
<p>二十七の三十一 公園管理団体が行う条例第四十三条第一項各号及び第二項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十七の三十二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。</p>	<p>(新設)</p>
<p>二十七の三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。</p>	<p>(新設)</p>

改正案	現行
<p>二十七の三十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。</p>	(新設)
<p>二十七の三十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定により、知事の許可に係る行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。</p>	(新設)
<p>二十七の三十六 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定による指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、条例第十七条第三項各号に掲げるものを行うこと。</p>	(新設)
<p>二十八から三十二まで 削除</p>	<p>二十八 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること(条例第十七条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。)</p> <p>二十九 宅地内に木竹を植栽すること。</p> <p>三十 桑、茶、こらぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農薬用に栽培する木竹又は現存する木竹と同種類の木竹を植栽すること。</p> <p>三十一 家畜を係留放牧すること(条例第十七条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。)</p>
<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p> <p>第十七条の三 条例第十八条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。</p> <p>一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p> <p>イ 第十七条第六号、第七号、第八号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十二号の四、第十一号の十五、第十五号、第十六号、第十六号の二、第十八号の七、第十八号の十一、第二十四号の十三、第二十四号の十五、第二十四号の十六、第二十五号の二の四、第二十五号の五、第二十五号の九、第二十七号の十九、第二十七号の二十八又は第二十七号の三十一から第二十七号の三十六までに掲げる行為</p> <p>ロ (略)</p> <p>二二二(略)</p> <p>二二二 県若しくは公園管理団体の職員又は県から委託を受けた者が利用調整地区の巡視又は調査を行うこと。</p> <p>二二三 (略)</p> <p>(自然公園区域内の行為に関する届出)</p> <p>第十八条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 条例第十七条第四項の規定による届出 特別地域内行為着手済届出書(様式第二十四号)</p> <p>二 条例第十七条第五項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届出書(様式第二十五号)</p>	<p>三十二・三十三 (略)</p> <p>(利用調整地区における認定等を要しない行為)</p> <p>第十七条の三 条例第十八条第三項第六号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。</p> <p>一 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの</p> <p>イ 第十七条第六号、第七号、第八号(港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。)、第八号の二、第九号、第十一号の二、第十二号の四、第十五号、第十六号、第十八号、第十八号の七、第十八号の十一、第十八号の十二、第十八号の十四、第二十四号の十三、第二十四号の十五、第二十四号の十六、第二十五号の五、第二十五号の五の三、第二十五号の六、第二十七号の十三、第二十七号の十九、第二十七号の二十八又は第二十八号に掲げる行為</p> <p>ロ (略)</p> <p>二二二(略)</p> <p>二二二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。</p> <p>二二三 (略)</p> <p>(自然公園区域内の行為に関する届出)</p> <p>第十八条 自然公園区域内における行為に関する次の各号に掲げる届出の様式は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 条例第十七条第四項の規定による届出 特別地域内行為着手済届出書(様式第二十三号)</p> <p>二 条例第十七条第五項の規定による届出 特別地域内非常災害応急措置届出書(様式第二十四号)</p>

改正案	現行
<p>三 条例第十七条第六項の規定による届出 木竹の植栽又は家畜の放牧に関する届出書（様式第二十六号又は様式第二十七号）</p>	<p>三 条例第十七条第六項の規定による届出 木竹の植栽又は家畜の放牧に関する届出書（様式第二十五号又は様式第二十六号）</p>
<p>四 条例第二十七条第二項の規定による届出 普通地域内行為届出書（様式第二十八号）</p>	<p>四 条例第二十七条第二項の規定による届出 普通地域内行為届出書（様式第二十七号）</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>31 地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条の三第一項に規定する認定地域脱炭素化促進事業者が同条第三項第一号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従つて同法第二十二条の二第二項第四号の整備又は同項第五号の取組のために行ふ行為については、条例第二十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p>	<p>(普通地域内における届出を要しない行為)</p>
<p>第二十条 条例第二十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>	<p>第二十条 条例第二十七条第七項第四号に規定する知事が定める行為は、次に掲げるものとする。</p>
<p>一 第十七条第一号から第十一号の十五まで、第二十一号から第二十四号まで、第二十四号の十二から第二十四号の十六の三まで、第二十六号、第二十七号又は第二十七号の三十一から第二十七号の三十六までに掲げる行為</p>	<p>一 第十七条第一号から第十一号の十三まで、第二十一号から第二十四号まで、第二十四号の十二から第二十四号の十六の三まで、第二十六号又は第二十七号に掲げる行為</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>三 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）</p>	<p>(新設)</p>
<p>四 十四 (略)</p>	<p>三 十三 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>十四 第十九条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築を行うために、当該新築、改築又は増築を行う土地の区域内において土地の形状を変更すること。</p>
<p>十五 十七 (略)</p>	<p>十五 十七 (略)</p>
<p>十八 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に付帯する行為</p>	<p>(新設)</p>
<p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等)</p>	<p>(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等)</p>
<p>第二十条の五 条例第三十三条第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（様式第二十九号）とする。</p>	<p>第二十条の五 条例第三十三条第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（様式第二十八号）とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p>	<p>3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>一 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第三十号）</p>	<p>一 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第二十九号）</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請書の様式)</p>	<p>(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請書の様式)</p>

改正案	現行
<p>第二十条の七 条例第三十二条第七項の申請書の様式は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第三十一号）とする。</p> <p>（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出）</p> <p>第二十条の八 条例第三十二条第九項に規定する規則で定める軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第三十二号）を提出して行うものとする。</p> <p>（公園管理団体となることができる法人）</p>	<p>第二十条の七 条例第三十二条第七項の申請書の様式は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第三十号）とする。</p> <p>（変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出）</p> <p>第二十条の八 条例第三十二条第九項に規定する規則で定める軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第三十一号）を提出して行うものとする。</p>
<p>第二十条の十二 条例第四十二条第二項に規定する知事が定める法人は、会社又は森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）に規定する森林組合とする。</p> <p>（公園管理団体の指定基準）</p>	<p>（新設）</p> <p>（公園管理団体の指定基準）</p>
<p>第二十条の十三 条例第四十二条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p>	<p>第二十条の十二 条例第四十二条第一項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。</p>
<p>一 （略）</p> <p>二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務（同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。以下同じ。）を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第四十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。</p>
<p>三 十分な活動実績を有していることその他条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。</p>	<p>三 十分な活動実績を有していることその他条例第四十三条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。</p>
<p>四 条例第四十三条第一項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>	<p>四 営利を目的としないことその他条例第四十三条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p>
<p>五 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。</p> <p>（証明書の様式）</p>	<p>（新設）</p> <p>（証明書の様式）</p>
<p>第二十一条 条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項及び条例第二十九条第三項（条例第三十一条第三項及び条例第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯する証明書は、様式第三十三号による。</p> <p>（補償請求書）</p>	<p>第二十一条 条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項及び条例第二十九条第三項（条例第三十一条第三項及び条例第五十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該職員が携帯する証明書は、様式第三十二号による。</p> <p>（補償請求書）</p>
<p>第二十二条 自然公園法第七十七条の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>	<p>第二十二条 自然公園法（昭和三十一年法律第百六十一号）第七十七条の規定により損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p>

改正案

様式第1号(第3条)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)をします。

公園施設の種類	
公園施設の位置	
公園施設の規模	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の予定期間	認可を受けた日から 日以内に着手 工事着手してから 日以内に完了
備考	

(注)

- 公園施設の種類が複数にわたる場合は、福岡県立自然公園条例施行規則第1条各号に定める施設ごとに協議(申請)を行うこと。
- 「公園施設の規模」欄には、添付設計書及び図面と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- 公園施設が数個又は数棟にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載すること。
- 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、直営又は委託の別、料金徴収の有無、委託の場合の受託者、供用期間(通年又は毎年 月 日から 月 日まで)と記載すること。
- 添付図面のうち、建築物に関する平面図は間取り及び各室の用途を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第1号(第3条)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名) 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)をします。

公園施設の種類	
公園施設の位置	
公園施設の規模	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の予定期間	認可を受けた日から 日以内に着手 工事着手してから 日以内に完了
備考	

(注)

- 公園施設の種類が複数にわたる場合は、福岡県立自然公園条例第1条各号に定める施設ごとに協議(申請)を行うこと。
- 「公園施設の規模」欄には、添付設計書及び図面と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- 公園施設が数個又は数棟にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載すること。
- 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、直営又は委託の別、料金徴収の有無、委託の場合の受託者、供用期間(通年又は毎年 月 日から 月 日まで)と記載すること。
- 添付図面のうち、建築物に関する平面図は間取り及び各室の用途を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

現行

公園施設の規模記載事項例

公園施設の規模記載事項例

1 建築物

敷地面積、棟数、各棟の建築面積、階数、最高部の高さ、主要構造部の材料、間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び暖房の種類、便所の様式、その他附属施設の概要

1 建築物

敷地面積、棟数、各棟の建築面積、階数、最高部の高さ、主要構造部の材料、間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び暖房の種類、便所の様式、その他附属施設の概要

2 道路

延長、幅員(全幅員、有効幅員)、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最大半径、切取り及び盛土法面の勾配、切取り及び盛土法面の最大の高さ、切取り及び盛土法面の保護及び修景の方法、トンネル(延長、幅員、高さ、巻立工の概要)、橋(形式、延長、幅員、橋底の高さ、橋脚等の構造、材料)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

2 道路

延長、幅員(全幅員、有効幅員)、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最大半径、切取り及び盛土法面の勾配、切取り及び盛土法面の最大の高さ、切取り及び盛土法面の保護及び修景の方法、トンネル(延長、幅員、高さ、巻立工の概要)、橋(形式、延長、幅員、橋底の高さ、橋脚等の構造、材料)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

3 橋

延長、幅員、橋底の高さ、橋の形式、橋脚又は支柱の材料及び構造主げた又は吊索の材料及び構造、最大経間距離、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

3 橋

延長、幅員、橋底の高さ、橋の形式、橋脚又は支柱の材料及び構造主げた又は吊索の材料及び構造、最大経間距離、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

4 園地

修景工(植栽面積、植栽樹種、芝生面積)、園路工(延長、幅員、舗装)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

4 園地

修景工(植栽面積、植栽樹種、芝生面積)、園路工(延長、幅員、舗装)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

5 広場、運動場

敷地面積、土工面積、表面舗装、修景工(植栽面積、芝生面積)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

5 広場、運動場

敷地面積、土工面積、表面舗装、修景工(植栽面積、芝生面積)、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

6 野営場

敷地面積、敷地の状態、施設の種類(ケビン、テント又はケビンテント併用の別)、棟数、建築面積、階数、延床面積、最高部の高さ、主要構造物の材料間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び色彩、便所の様式、給水施設(水源の種類、構造の概要)、附属施設(野外炉、ベンチその他の簡易施設の規模及び構造)

6 野営場

敷地面積、敷地の状態、施設の種類(ケビン、テント又はケビンテント併用の別)、棟数、建築面積、階数、延床面積、最高部の高さ、主要構造物の材料間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び色彩、便所の様式、給水施設(水源の種類、構造の概要)、附属施設(野外炉、ベンチその他の簡易施設の規模及び構造)

7 水泳場

利用水面の種類、敷地面積、建築物の規模及び構造(1の建築物に準じて詳記する。)

7 水泳場

利用水面の種類、敷地面積、建築物の規模及び構造(1の建築物に準じて詳記する。)

8 舟遊場

敷地面積、利用水面の種類、舟艇種類、要目隻数、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

8 舟遊場

敷地面積、利用水面の種類、舟艇種類、要目隻数、附属建築物(1の建築物に準じて詳記する。)

改 正 案

様式第1号の2(第3条)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名 〕

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)します。

公園施設の 種 類		
公園施設の 位 置		
公園施設の 規模・構造		
公園施設の 管理又は経営 の 方 法	経営方法	直 営 委 託 (受 託 者)
	料金徴収	有 (標 準 的 な 額) 無
	供用期間	通 年 季 節 (供 用 期 間)
	種 類	
	仕 組 み	
	割 合	
公園施設の 供用開始の 予 定 年 月 日	年 月 日	
工事施行の 予 定 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備 考		

現 行

様式第1号の2(第3条)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業執行協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名) 〕

福岡県立自然公園条例第8条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので協議(申請)します。

公園施設の 種 類		
公園施設の 位 置		
公園施設の 規模・構造		
公園施設の 管理又は経営 の 方 法	経営方法	直 営 委 託 (受 託 者)
	料金徴収	有 (標 準 的 な 額) 無
	供用期間	通 年 季 節 (供 用 期 間)
	種 類	
	仕 組 み	
	割 合	
公園施設の 供用開始の 予 定 年 月 日	年 月 日	
工事施行の 予 定 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
備 考		

改正案

(添付書類(ただし、協議にあっては1、2を除く。また、6、7はそのいずれか))

- 1 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
- 2 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 3 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- 4 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- 5 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- 6 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
- 7 改築、増築又は建替えを行う老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(注)

- 1 「公園施設の種類」欄には、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番(地先)を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。

現行

(添付書類(ただし、協議にあっては1、2を除く。また、6、7はそのいずれか))

- 1 法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類(設立後3年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
- 2 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 3 特定の者が優先的に宿泊する仕組みを明らかにした書類
- 4 一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みを明らかにした書類
- 5 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般の利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合を明らかにした書類
- 6 公園施設が所在する地域の再活性化又は上質化に向けた取組内容を明らかにした書類
- 7 改築、増築又は建替えを行う老朽化施設の敷地内の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図、天然色写真及び登記事項証明書

(注)

- 1 「公園施設の種類」欄には、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- 2 「公園施設の位置」欄には、都道府県、郡、区、市町村、大字、字、小字、地番(地先)を記載すること。
- 3 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
 - (1) 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
 - (2) 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあっては標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあってはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 5 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該事業の執行(工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 6 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 7 不要の文字は、抹消すること。

改正案

様式第2号(第6条の2)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名〕

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	公園施設の位置		
	公園施設の規模		
	公園施設の管理又は経営の方法		
変更を必要とする理由			
備考			

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 変更しようとする事項が公園施設の位置又は公園施設の規模に係るものであるときは、様式第1号の添付書類に準じて変更の内容を明らかにした図面及び工事費の内訳書を添えること。
- 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第2号(第6条の2)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	公園施設の位置		
	公園施設の規模		
	公園施設の管理又は経営の方法		
変更を必要とする理由			
備考			

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 変更しようとする事項が公園施設の位置又は公園施設の規模に係るものであるときは、様式第1号の添付書類に準じて変更の内容を明らかにした図面及び工事費の内訳書を添えること。
- 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第2号の2(第6条の2)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名〕

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変更の 内容	事項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の 種 類			
	公園施設の 位 置			
	公園施設の 規模・構造			
	公園施設の 管 理 又 は 経 営 方 法	経営方法		
		料金徴収		
		供用期間		
		種 類		
		仕 組 み		
	割 合			
変更を必要とする 理 由				
備 考				

現 行

様式第2号の2(第6条の2)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業変更協議書(認可申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

協議者(申請者)の住所及び
氏名(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項を変更したいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議を得た (認可を受けた) 年月日及び番号		年 月 日 第 号		
変更の 内容	事項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の 種 類			
	公園施設の 位 置			
	公園施設の 規模・構造			
	公園施設の 管 理 又 は 経 営 方 法	経営方法		
		料金徴収		
		供用期間		
		種 類		
		仕 組 み		
	割 合			
変更を必要とする 理 由				
備 考				

改正案

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記入すること。
- 2 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合には受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合には標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 5 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

現行

(注)

- 1 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記入すること。
- 2 「変更の内容」欄には、協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 直営又は委託の別。委託する場合には受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 料金徴収の有無。料金を徴収する場合には標準的な額
 - (3) 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にはその供用期間
 - (4) コンドホテル、会員制ホテル、企業保養所等の種類の別
 - (5) 特定の者が優先的に宿泊する仕組みの概要及び一般の利用者の宿泊の機会を確保する仕組みの概要
 - (6) 年間延べ宿泊可能客室数のうち一般利用者の宿泊の機会が確保される年間延べ宿泊可能客室数が占める割合
- 4 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
 - (1) 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否
 - (2) 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況
 - (3) 公園施設の通称がある、又は付す予定がある場合は通称
- 5 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。

また、分譲販売又は会員販売等の対象となる客室を明らかにすること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

改正案

様式第3号(第6条の3)

公園事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名]

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類の			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	氏名(名称、代表者氏名)、住所		
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者 供用期間 標準額	
	公園施設の供用開始予定年月日		
	工事施行の予定年月日		
変更理由			
備考			

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、それぞれ次の事項を記載すること。
 - 受託者 公園施設の管理又は経営を委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 供用期間 公園施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
 - 標準額 公園施設の使用料等を徴収する場合の標準的な額
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第3号(第6条の3)

公園事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名(記名押印又は署名)]

公園事業の執行の協議をした(認可を受けた)事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類の			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	氏名(名称、代表者氏名)、住所		
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者 供用期間 標準額	
	公園施設の供用開始予定年月日		
	工事施行の予定年月日		
変更理由			
備考			

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、執行の協議をした(認可を受けた)事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、それぞれ次の事項を記載すること。
 - 受託者 公園施設の管理又は経営を委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 供用期間 公園施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
 - 標準額 公園施設の使用料等を徴収する場合の標準的な額
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

現行

様式第4号（第7条第1項）

公園事業譲渡承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

譲渡人の氏名及び住所
 法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名
 譲受人の氏名及び住所
 法人にあつては、名称、住所及び
 代表者の氏名

が執行する 県立自然公園 事業
 を承継したいので、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
公園施設の種類		
譲受人が行う 公園施設の管理又は 経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者） 有（標準的な額） 無
	料金徴収	
	供用期間	通年 季節（供用期間）
譲渡しようとする 年 月 日	年 月 日	
譲渡する理由		
備考		

（注）「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

（新設）

改正案

様式第5号(第7条第3項)

公園事業合併(分割)承継協議書(承認申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

事業を承継する法人の主たる事務所の所在地、名称
及び代表者氏名

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
公園事業者である法人の住所、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
合 併 又 は 分 割 を し た 年 月 日	
理 由	
備 考	

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議
回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第4号(第7条第1項)

公園事業合併(分割)承継協議書(承認申請書)

年 月 日

福岡県知事 殿

事業を承継する法人の主たる事務所の所在地、名称
及び代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり協議(申請)をします。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
公園事業者である法人の住所、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
合 併 又 は 分 割 を し た 年 月 日	
理 由	
備 考	

(注)

- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議
回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第6号(第7条第5項)

公園事業相続承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業の相続人の住所及び氏名

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり申請します。

執行認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種別	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人との続柄	
被相続人の死亡年月日	
備 考	

(注) 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

現行

様式第5号(第7条第3項)

公園事業相続承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業の相続人の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり申請します。

執行認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種別	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人との続柄	
被相続人の死亡年月日	
備 考	

(注) 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

改正案

様式第7号(第8条)

公園事業休止(廃止)届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
休 止 す る 公 園 施 設 の 範 囲	
休止の予定期間(廃止の予定年月日)	
休止期間中の公園施設の管理方法 (廃止後の公園施設の取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備 考	

(注)

- 公園事業の休止又は廃止をしようとする者が法人であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。
- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 「休止の範囲」欄には、全部又は一部の別を記載し、一部の場合はその範囲を明示すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第6号(第8条)

公園事業休止(廃止)届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
(記名押印又は署名)並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

公園事業を休止(廃止)したいので、次のとおり届け出ます。

執行の協議をした(認可を受けた) 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
休 止 す る 公 園 施 設 の 範 囲	
休止の予定期間(廃止の予定年月日)	
休止期間中の公園施設の管理方法 (廃止後の公園施設の取扱い)	
休止(廃止)を必要とする理由	
備 考	

(注)

- 公園事業の休止又は廃止をしようとする者が法人であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。
- 「執行の協議をした(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の協議回答書(認可書)記載のものを記載すること。
- 「休止の範囲」欄には、全部又は一部の別を記載し、一部の場合はその範囲を明示すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第8号(第15条)

執行認可の失効届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

公園事業の執行認可の失効について、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効年月日	
失効理由	
備考	

(注)

- 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第7号(第15条)

執行認可の失効届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
(記名押印又は署名) 並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

公園事業の執行認可の失効について、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効年月日	
失効理由	
備考	

(注)

- 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第9号(第16条)

特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における工作物新築(改築、増築)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷地面積	
	規模	
方 法	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ 及び色彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第8号(第16条)

特別地域内工作物新築(改築、増築)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における工作物新築(改築、増築)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
工作物の種類		
施 行 方 法	敷地面積	
	規模	
方 法	構造	
	主要材料	
	外部の仕上げ 及び色彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地造成、残土処理、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第10号(第16条)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
林 況	林種及び樹種	
	林 令	
	森林面積	
	総蓄積(a)	
施 行 方 法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹令	
	平均胸高直径	
	伐採材積(b)	
	伐採材積歩合(b/a)	%
関連行為の概要		
伐採跡地の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「伐採種別」欄には、主伐(皆伐、単木択伐、塊状択伐)、間伐の別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等申請行為に伴う内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現行

様式第9号(第16条)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕
(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
林 況	林種及び樹種	
	林 令	
	森林面積	
	総蓄積(a)	
施 行 方 法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹令	
	平均胸高直径	
	伐採材積(b)	
	伐採材積歩合(b/a)	%
関連行為の概要		
伐採跡地の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「伐採種別」欄には、主伐(皆伐、単木択伐、塊状択伐)、間伐の別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等申請行為に伴う内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改正案

様式第11号(第16条)

特別地域内指定区域木竹損傷許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
損傷する木竹の種類		
施行 方法	損傷する木竹 の数量	
	損傷方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現行

様式第10号(第16条)

特別地域内指定区域木竹損傷許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
損傷する木竹の種類		
施行 方法	損傷する木竹 の数量	
	損傷方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改正案

様式第12号(第16条)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における鉱物の掘採(土石の採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
鉱物(土石)の種類		
施行 方法	掘採(採取)方法	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採(採取)後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
予定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「掘採(採取)方法」欄には、露天掘、坑道堀(横坑、たて坑、斜坑)等の種別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第11号(第16条)

特別地域内鉱物掘採(土石採取)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における鉱物の掘採(土石の採取)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
鉱物(土石)の種類		
施行 方法	掘採(採取)方法	
	掘採(採取)量	
	掘採(採取)設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採(採取)後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
予定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「掘採(採取)方法」欄には、露天掘、坑道堀(横坑、たて坑、斜坑)等の種別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第13号(第16条)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水位(水量)の増減をきたす行為の許可を受けたいので、次とおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等	
	水位(水量)の増減の内容	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「水位(水量)の増減の内容」欄には、申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 4 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第12号(第16条)

特別地域内水位(水量)に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水位(水量)の増減をきたす行為の許可を受けたいので、次とおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位(水量)	
	水の利用状況	
施行方法	水位(水量)の増減の及ぶ範囲	
	水位(水量)の増減の原因となる行為・設備等	
	水位(水量)の増減の内容	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「水位(水量)の増減の内容」欄には、申請行為による水位(最高水位、最低水位等)又は水量(取水量、放流量等)の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位(水量)の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 4 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第14号(第16条)

特別地域内広告物等の設置等許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における広告物の掲出(設置、表示)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表示の内容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
なお、不要な文字は抹消すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
また、過去に福岡県立自然公園条例の許可を受けた者にあつては、その旨、許可処分の日付、番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

現 行

様式第13号(第16条)

特別地域内広告物等の設置等許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における広告物の掲出(設置、表示)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
広告物等の種類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は 表示する工作物の 種類及びその箇所	
	規模及び構造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表示の内容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
なお、不要な文字は抹消すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
また、過去に福岡県立自然公園条例の許可を受けた者にあつては、その旨、許可処分の日付、番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

改正案

様式第15号(第16条)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施行方法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積	
方法	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)設備	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第14号(第16条)

特別地域内物の集積(貯蔵)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における物の集積(貯蔵)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
集積(貯蔵)物の種類		
施行方法	集積(貯蔵)方法	
	土地使用面積	
方法	関連行為の概要	
	集積(貯蔵)設備	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第16号(第16条)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
施	埋立(干拓)面積	
	行	工 事 の 方 法
方	関連行為の概要	
	法	埋立(干拓)後の取扱い
予	着	手
	定	日
日	完	了
	備	考

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現 行

様式第15号(第16条)

特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における水面の埋立(干拓)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
施	埋立(干拓)面積	
	行	工 事 の 方 法
方	関連行為の概要	
	法	埋立(干拓)後の取扱い
予	着	手
	定	日
日	完	了
	備	考

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第17号(第16条)

特別地域内土地形状変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
法	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現行

様式第16号(第16条)

特別地域内土地形状変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕
(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	土地の形状を変更する面積	
	工事の方法	
法	変更後の土地の形状	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改正案

様式第18号(第16条)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における高山植物の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
採取(損傷)物の種類		
施行方法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第17号(第16条)

特別地域内高山植物等の採取(損傷)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔記名押印又は署名〕

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
〔記名押印又は代表者の署名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における高山植物の採取(損傷)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
採取(損傷)物の種類		
施行方法	採取(損傷)物の数量	
	採取(損傷)方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「採取(損傷)方法」欄には、使用器具の名称、採取(損傷)部分の別等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第19号(第16条)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
植栽(播種)する植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入すること。
- 「管理方法」欄には、植栽又は播種をする植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物の再度の植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第18号(第16条)

特別地域内指定植物の植栽(播種)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定植物の植栽(播種)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
植栽(播種)する植物の種類		
施行方法	植栽(播種)面積	
	植栽(播種)数量	
	植栽(播種)方法	
	管理方法	
	関連行為の概要	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「植栽(播種)する植物の種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類(変種である場合は、変種レベルまで)を記入すること。
- 「管理方法」欄には、植栽又は播種をする植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物の再度の植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第20号(第16条)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)
(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物(卵)の種類		
施行方法	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 物の数量	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第19号(第16条)

特別地域内動物の捕獲(殺傷)
(動物の卵の採取(損傷))許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における動物の捕獲(殺傷)(動物の卵の採取(損傷))の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物(卵)の種類		
施行方法	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) 物の数量	
	捕獲(殺傷) (採取(損傷)) の方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「捕獲(殺傷)(採取(損傷))方法」欄には、捕獲(殺傷)(採取(損傷))の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第21号(第16条)

特別地域内指定動物の放出(指定家畜の放牧)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定動物の放出(指定家畜の放牧)の許可を受けたいので、次とおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)	
	放出(放牧)方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入すること。
- 「放出(放牧)方法」欄には、放出する動物(放牧する家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第20号(第16条)

特別地域内指定動物の放出(指定家畜の放牧)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名
(記名押印又は署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定動物の放出(指定家畜の放牧)の許可を受けたいので、次とおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
動物(家畜)の種類		
施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)	
	放出(放牧)方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「動物(家畜)の種類」欄には、放出する動物(家畜)の種類(亜種である場合は、亜種レベルまで)を記入すること。
- 「放出(放牧)方法」欄には、放出する動物(放牧する家畜)が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第22号(第16条)

特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施行 方法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には、屋根の色彩変更、壁面の色彩変更等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現 行

様式第21号(第16条)

特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域
内における の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施行 方法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には、屋根の色彩変更、壁面の色彩変更等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改正案

様式第23号(第16条)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び名称並びに
 代 表 者 氏 名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
車馬(動力船、航空機)の種類及び数		
使用(着陸)範囲及び面積		
使用(着陸)方法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「使用(着陸)方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第22号(第16条)

特別地域内車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
 (記名押印又は署名)
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び名称並びに
 代 表 者 氏 名)
 (記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における車馬(動力船、航空機)の使用(着陸)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
車馬(動力船、航空機)の種類及び数		
使用(着陸)範囲及び面積		
使用(着陸)方法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「使用(着陸)方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改 正 案

様式第24号(第18条)

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

県立自然公園の特別地域(物)が指定(拡張)された際、福岡県立自然公園条例第17条第4項に規定する届出を要する行為に着手していたので、次とおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号から様式第23号までの例に準じて記載すること。

現 行

様式第23号(第18条)

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)〕

県立自然公園の特別地域(物)が指定(拡張)された際、福岡県立自然公園条例第17条第4項に規定する届出を要する行為に着手していたので、次とおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号から様式第22号の例に準じて記載すること。

改正案

様式第25号(第18条)

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

県立自然公園の特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第5項に規定する届出を要する非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号から様式第23号までの例に準じて記載すること。

現行

様式第24号(第18条)

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は署名)
(記名押印又は署名)

県立自然公園の特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第5項に規定する届出を要する非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号から様式第22号の例に準じて記載すること。

改正案

様式第26号(第18条)

特別地域内植栽届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び名称並びに
 代 表 者 氏 名)

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する木竹の植栽行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
施行方法	植栽種別	
	植栽面積	
	植栽樹種	
	樹令	
	植栽数量	
	植栽方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 「植栽種別」欄には、補植又は新植の別を記入すること。
 - 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現行

様式第25号(第18条)

特別地域内植栽届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
 (記名押印又は署名)
 (法人にあつては、主たる
 事務所の所在地及び名称並びに
 代 表 者 氏 名)
 (記名押印又は代表者の署名)

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する木竹の植栽行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
施行方法	植栽種別	
	植栽面積	
	植栽樹種	
	樹令	
	植栽数量	
	植栽方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

- (注)
- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
 - 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
 - 「植栽種別」欄には、補植又は新植の別を記入すること。
 - 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改正案

様式第27号(第18条)

特別地域内家畜の放牧届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する家畜の放牧行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数	
	関連行為の概要	
	放 牧 設 備	
	放 牧 時 期	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

現行

様式第26号(第18条)

特別地域内家畜の放牧届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は代表者の署名)

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する家畜の放牧行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数	
	関連行為の概要	
	放 牧 設 備	
	放 牧 時 期	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

改 正 案

様式第28号(第18条)

普通地域内行為届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名〕

県立自然公園普通地域において、福岡県立自然公園条例第27条第1項に規定する届出を要する行為をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第9号及び様式第12号から様式第17号までの例に準じて記載すること。

現 行

様式第27号(第18条)

普通地域内行為届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地及び名称並びに
代 表 者 氏 名
(記名押印又は署名)〕

県立自然公園普通地域において、福岡県立自然公園条例第27条第1項に規定する届出を要する行為をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号及び様式第11号から様式第16号までの例に準じて記載すること。

改 正 案

様式第29号(第20条の5)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園に
 における 生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、次のと
 おり申請します。

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業の内容	
備 考	

(注)

- 1 申請文の「県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容又は方法、使用又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業の種類ごとに概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(ある場合には、その名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たつては、生態系維持回復事業実施計画書(様式第30号)を添付すること。
- 7 不要な文字は、抹消すること。

現 行

様式第28号(第20条の5)

生態系維持回復事業確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
(記名押印又は署名)並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第33条第2項(第3項)の規定により、県立自然公園に
 における 生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、次のと
 おり申請します。

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業の内容	
備 考	

(注)

- 1 申請文の「県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容又は方法、使用又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業の種類ごとに概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
 - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (3) 関連する計画の有無(ある場合には、その名称)
 - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たつては、生態系維持回復事業実施計画書(様式第29号)を添付すること。
- 7 不要な文字は、抹消すること。

改正案

現行

様式第30号(第20条の5)

生態系維持回復事業実施計画書

- 1 県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業計画の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う区域
- 4 生態系維持回復事業を行う期間
- 5 生態系維持回復事業の目標
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (3) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備考

(注)

- 1 「生態系維持回復事業計画の名称」は、当該生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復をすべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次のとおり記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、方法(調査及び監視の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、目標、関連行為の概要(調査及び監視のための動物の捕獲等)等について記載すること。
 - (2) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (3) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類、防除の方法(捕獲等をする個体数、個体数調整の目標、捕

様式第29号(第20条の5)

生態系維持回復事業実施計画書

- 1 県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業計画の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う区域
- 4 生態系維持回復事業を行う期間
- 5 生態系維持回復事業の目標
- 6 生態系維持回復事業の内容
 - (1) 生態系の状況の把握及び監視
 - (2) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
 - (3) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
 - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
 - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
 - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等

7 備考

(注)

- 1 「生態系維持回復事業計画の名称」は、当該生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復をすべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
- 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次のとおり記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
 - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、方法(調査及び監視の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、目標、関連行為の概要(調査及び監視のための動物の捕獲等)等について記載すること。
 - (2) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
 - (3) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類、防除の方法(捕獲等をする個体数、個体数調整の目標、捕

改 正 案

獲等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。

- (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類、保護増殖の方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査又は試験研究、動植物の生息環境又は生育環境等の生態系の管理手法に関する調査又は試験研究等の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」欄は、次のとおり記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用又は設置をした機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

現 行

獲等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。

- (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類、保護増殖の方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
 - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
 - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査又は試験研究、動植物の生息環境又は生育環境等の生態系の管理手法に関する調査又は試験研究等の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」欄は、次のとおり記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
 - (2) 使用又は設置をした機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

改 正 案

様式第31号(第20条の7)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称]
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第6項の規定により、 県立自然公園における
生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項の変更に係る確認(認定)を受けたい
ので、次のとおり申請(協議)します。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持 回復事業を 行う区域		
	生態系維持 回復事業を 行う期間		
	生態系維持 回復事業の 内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、確認(認定)を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
(1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
(2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書(様式第30号)を添付すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現 行

様式第30号(第20条の7)

生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名 [法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称]
(記名押印又は署名) 並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第33条第6項の規定により、 県立自然公園における
生態系維持回復事業の確認(認定)を受けた事項の変更に係る確認(認定)を受けたい
ので、次のとおり申請(協議)します。

確認(認定)を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持 回復事業を 行う区域		
	生態系維持 回復事業を 行う期間		
	生態系維持 回復事業の 内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、確認(認定)を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
(1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
(2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書(様式第29号)を添付すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第32号(第20条の8)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕
並びに代表者氏名

福岡県立自然公園条例第33条第9項の規定により、次のとおり 県立自然公園における 生態系維持回復事業を行う者の氏名(名称、住所、代表者の氏名)の変更を届け出ます。

確認(認定)を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

現行

様式第31号(第20条の8)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称〕
(記名押印又は署名) 並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)

福岡県立自然公園条例第33条第9項の規定により、次のとおり 県立自然公園における 生態系維持回復事業を行う者の氏名(名称、住所、代表者の氏名)の変更を届け出ます。

確認(認定)を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号	
	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。
- 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

改正案

様式第33号(第21条)

(表)
第
号

所
職
氏
名
名
名

身
分
証
明
書

年
月
日
交
付

福
岡
県
知
事

印

(裏)
この証明書を携帯する者は、福岡県立自然公園
条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項、
第二十九条第三項、第三十一条第三項及び第五
十一條第四項の規定に基づく福岡県立自然公園
の保護又は利用上必要な指示若しくは立入りを
行い、又は公園事業に関し実地調査のための立
入り若しくは標識の設置等を行う職員である。

現行

様式第32号(第21条)

(表)
第
号

所
職
氏
名
名
名

身
分
証
明
書

年
月
日
交
付

福
岡
県
知
事

印

(裏)
この証明書を携帯する者は、福岡県立自然公園
条例第十四条第二項、条例第二十五条第二項、
第二十九条第三項、第三十一条第三項及び第五
十一條第四項の規定に基づく福岡県立自然公園
の保護又は利用上必要な指示若しくは立入りを
行い、又は公園事業に関し実地調査のための立
入り若しくは標識の設置等を行う職員である。

改正案

様式第34号(第6条の4)(宿舍施設(分譲型ホテル等は除く)及び野営場施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() — 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() —

記

施設の利用者数調査書

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 号	日 号	公園施設の 通称	
公園施設の 位置					
収容人員			供用期間		
種別	延べ宿泊者数(人日)			備考 (日最大宿泊者数)	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

現行

様式第33号(第6条の4)(宿舍施設(分譲型ホテル等は除く)及び野営場施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() — 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() —

記

施設の利用者数調査書

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 号	日 号	公園施設の 通称	
公園施設の 位置					
収容人員			供用期間		
種別	延べ宿泊者数(人日)			備考 (日最大宿泊者数)	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

改正案

(注)

- 1 延べ宿泊者数は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))
- 3 不要の文字は抹消すること。

現行

(注)

- 1 延べ宿泊者数は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))
- 3 不要の文字は抹消すること。

改正案

様式第34号の2(第6条の4)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

_____年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() -

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -〕

記

施設の利用者数調査

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 号	日 号	公園施設の通称	
公園施設の位置					
収容人員					
月	種別	延べ宿泊者数 (人 日)	延べ宿泊 可能客室数 (部屋日)	供 用 期 間	
				(区分所有者/会 員/社員等)の延 べ宿泊客室数 (部 屋 日)	備 考 (日最大宿泊者数/ 平均滞在日数)
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

現行

様式第33号の2(第6条の4)(分譲型ホテル等の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。

_____年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() -

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -〕

記

施設の利用者数調査

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 号	日 号	公園施設の通称	
公園施設の位置					
収容人員					
月	種別	延べ宿泊者数 (人 日)	延べ宿泊 可能客室数 (部屋日)	供 用 期 間	
				(区分所有者/会 員/社員等)の延 べ宿泊客室数 (部 屋 日)	備 考 (日最大宿泊者数/ 平均滞在日数)
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合計					

改正案

(注)

- 1 「延べ宿泊者数」は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「延べ宿泊可能客室数」は、月ごとの宿泊可能な客室数の総計を記載すること。
- 3 「(区分所有者/会員/社員等)の延べ宿泊客室数」は、区分所有者/会員/社員等がその所有権や用権等を根拠に宿泊した部屋数の実績を記載することとし、区分所有者/会員/社員等が一般客と同等の予約手続きにより宿泊した場合は数えないこと。
- 4 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))。(また、月ごとの平均滞在日数を記載すること。)
- 5 不要の文字は抹消すること。

現行

(注)

- 1 「延べ宿泊者数」は次のとおり計算すること。
1月に1泊が350人、2泊が61人、3泊が25人あった場合は、
 $350 + (61 \times 2) + (25 \times 3) = 547$ 人
- 2 「延べ宿泊可能客室数」は、月ごとの宿泊可能な客室数の総計を記載すること。
- 3 「(区分所有者/会員/社員等)の延べ宿泊客室数」は、区分所有者/会員/社員等がその所有権や用権等を根拠に宿泊した部屋数の実績を記載することとし、区分所有者/会員/社員等が一般客と同等の予約手続きにより宿泊した場合は数えないこと。
- 4 「備考」欄には、年間で最も宿泊者数が多かった日とその宿泊者数を記載すること。
(例：562人(5月5日))。(また、月ごとの平均滞在日数を記載すること。)
- 5 不要の文字は抹消すること。

改正案

様式第34号の3(第6条の4)(その他の施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() - (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -)

記

施設の利用者数調査書

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 日 号	公園施設の 通 称		
公園施設の位置					
供 用 期 間					
月	利 用 者 数		備 考		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合 計					

(注)

不要の文字は抹消すること。

現行

様式第33号の3(第6条の4)(その他の施設の場合)

公園事業施設利用者数報告書

_____年度の利用者数を下記のとおり報告します。
年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名
連絡先番号() - (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称
並びに代表者の氏名、連絡先番号() -)

記

施設の利用者数調査書

年度分(自		年 月 日 至		年 月 日)	
執行認可等を うけた年月日 及び番号	年 第	月 日 号	公園施設の 通 称		
公園施設の位置					
供 用 期 間					
月	利 用 者 数		備 考		
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
合 計					

(注)

不要の文字は抹消すること。

